

1 設置の背景

本市においては、新・市総合計画「ふるさと・いわき 21 プラン」に掲げるまちづくりを目指し、平成 13 年度から様々な施策を推進してきましたが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、市民ニーズに適合した施策の迅速かつ効率的な執行を目指して、平成 19 年 4 月に行政機構改革を実施し、組織体制を整備しました。

この組織体制においては、行財政状況が厳しさを増す中、広く市民の意見を反映しながら、総合計画、行政評価、行財政改革を一体的に推進することにより、限られた行政資源を最大限に活用し、市民志向・成果志向の行政運営をより一層強化する、行政経営システムの確立に取り組むこととしました。

これに伴い、総合計画、行政評価、行財政改革の有機的な連携を図る観点から、従来それぞれ個別に設置していた市民委員会を統合し、平成 20 年 10 月に、「いわき市行政経営市民会議」を設置しました。

さらには、これからの復興・創生期間にあたり、改定後期基本計画の「共創・共有」の視点に基づき、市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、名称を「いわき市まちづくり市民会議」としました。

【従前の 3 つの市民委員会】

	総合計画関係	行政評価関係	行財政改革関係
H19 年度	<p>基本計画検討委員会 設置：H16～17 年度 委員：30 名 ⇒改定基本計画策定</p> <p>附属機関の設置なし</p>	<p>行政評価市民委員会 任期：H17. 8. 11～H20. 3. 31 委員：10 名 役割：行政評価システムの外部評価（市民意見の反映）、公共事業再評価</p>	<p>行財政改革懇談会 設置：H16～17 年度 委員：12 名 ⇒行財政改革大綱策定</p> <p>行財政改革推進市民委員会 任期：H18. 8. 3～H20. 8. 2 委員：10 名（12 名以内） 役割：行財政改革大綱の進行管理</p>
H20～22 年度	<p>行政経営市民会議の設置（H20. 10 月）</p> <p><主な役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新・市総合計画改定基本計画（計画期間：H18～H22）の進行管理と次期計画策定に向けた調査・検討 ○ 第 5 次市行財政改革大綱（計画期間：H18～H22）の進行管理 		
※平成 23 年度は、震災の影響により活動を休止			
H24～25 年	<p><主な役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いわき市復興事業計画（計画期間：H23～H27）の進行管理 		
H26～27 年	<p><主な役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新・市総合計画後期基本計画（H28～32 部分）の見直し ○ いわき市復興事業計画（計画期間：H23～H27）の進行管理 		

2 いわき市まちづくり市民会議設置要綱

（設置）

第 1 条 本市を取り巻く行財政環境の変化に的確に対応し、広く市民の意見を反映しながら、総合計画、行財政改革、行政評価を一体的に取り組むことに加え、自治のしくみづくりを進めながら、市民志向・成果志向の行政運営を目指すため、いわき市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1) 新・いわき市総合計画基本構想の推進に関する事項
- 2) 新・いわき市総合計画基本計画の策定及び推進に関する事項
- 3) 行財政改革の推進に関する事項
- 4) 行政評価の実施に関する事項
- 5) その他、目的達成に必要な事項

（組織及び任期）

第 3 条 市民会議の委員は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 1) 学識経験者
- 2) 産業界関係者
- 3) 市民団体・地域づくり団体等関係者
- 4) 公募委員
- 5) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 市民会議に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 市民会議の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、関係者に対し、会議の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 市民会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 8 月 25 日から実施する。

（略）

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

3 委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	団 体 名	職 名	氏 名
学 識 経 験 者	い わ き 明 星 大 学	教 養 学 部 教 授 地 域 連 携 セ ン タ ー 長	山 口 憲 二
	東 日 本 国 際 大 学	学 長	吉 村 作 治
	福 島 工 業 高 等 専 門 学 校	ビ ジ ネ ス コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科 教 授	西 口 美 津 子
産 業 界 関 係 者	い わ き 商 工 会 議 所	副 会 頭	正 木 好 男
	い わ き 地 区 商 工 会 連 絡 協 議 会	副 会 長	高 橋 孝 光
	い わ き 経 済 同 友 会	副 代 表 幹 事	長 谷 川 祐 一
	福 島 さ く ら 農 業 協 同 組 合	理 事	石 井 多 津 子
	福 島 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会	常 務 理 事	中 田 研 二
	い わ き 市 森 林 組 合	代 表 理 事 組 合 長	田 子 英 司
	一 般 社 団 法 人 い わ き 観 光 ま ち づ くり ビ ュ ー ロ ー	専 務 理 事 兼 館 長	高 橋 克 江
	一 般 社 団 法 人 い わ き 市 医 師 会	会 長	長 谷 川 徳 男
	社 会 福 祉 法 人 い わ き 市 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	強 口 暢 子
市 団 体 団 体 等 ・ 地 域 関 係 づ く 者	い わ き 市 PTA 連 絡 協 議 会	会 長	箱 崎 洋 一
	い わ き 市 行 政 嘱 託 員 (区 長) 連 合 協 議 会	会 長	林 清
	公 益 社 団 法 人 い わ き 青 年 会 議 所	理 事 長	遠 藤 弘 道
	い わ き 地 域 環 境 科 学 会	会 長	諸 橋 健 一
	特 定 非 営 利 活 動 法 人 い わ き NPO セ ン タ ー	理 事 長	照 井 義 勝
	い わ き 女 性 交 流 ネ ッ ト ワ ー ク	会 員	金 子 隆 子
公 募 委 員			伊 藤 幸 恵
			菅 波 香 織